

## 第 5 0 号 議 案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第  
4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 同神明町保育園の項を削る。

別表第 2 に次のように加える。

同 新田三丁目なかよし保育園 足立区新田三丁目 1 7 番 1 4 号

付 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2  
の改正規定は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行  
する。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この条例により設置する認可外保育施設に係る申請その他の行為は、  
施行日前においても、この条例による改正後の足立区における保育の  
実施等に関する条例の例により行うことができる。

（ 提 案 理 由 ）

神明町保育園を廃止し、新田三丁目なかよし保育園を設置する必要が  
あるので、この条例案を提出いたします。